

N P 0 法人リーガルセキュリティ倶楽部様からのお問い合わせに対する説明

法務省 裁判員制度啓発推進室

このたび、裁判員制度に関する記事をホームページ上に掲載するなどしていただき、ありがとうございました。たいへん興味深く拝見いたしました。私どもは、法務省において、裁判員制度の広報啓発を担当しております。

今回、「この結果をみる限りでは、国民の裁判員制度に対する理解はまだ不十分であり、誤解されている点多々あるといえます」とされた上で、投票内容や意見を踏まえて説明等してもらいたいというご要望をいただきました。この点、もし国民の方々の中に誤解や理解が十分でない点があるとするれば、我々の広報啓発活動がまだまだ不十分であることが理由かもしれませんが、このたび、裁判員制度について説明する機会をいただきましたので、ぜひ、1人でも多くの国民の方々に、裁判員制度の内容や意義に関する理解を深めていただき、裁判員として裁判に参加しようという意識を高めていただきたいと考えております。

1 ご懸念の点について

いただいた「自由意見」の中には、裁判員制度に関して心配な点があるというご意見がいくつかございました。その中から、特に十分にご理解をいただきたいこととして、「守秘義務」と、「裁判員のプライバシーや身の安全の保護」の2点について、説明いたします。

(1) 守秘義務について

裁判員の守秘義務に関しては、「公開を旨とする裁判に合議における秘密などありうるのか」「公開原則の裁判なら、一般に口外しても良いはずでは」「守秘義務を守る自信がない」というご意見がありました。

この点については、別紙1のチャート図に基づいて説明します。

このチャート図にあるとおり、裁判員は、役目を果たす際に知った秘密を守らなければならない、そのことを言い換えると、裁判員に

は守秘義務があるということになります。ただし、裁判員が知ったことの中には、秘密と秘密でないことの2つがあり、公開の法廷で行われる証人尋問の内容や判決の内容のように、裁判を傍聴すれば誰でも知ることのできるようなことは、そもそも秘密にはあたりません。ですから、そのような内容を人に話したとしても、守秘義務に違反したということにはなりません。

裁判員が守らなければならない秘密は、「評議の秘密」、「評議の秘密以外の秘密」の2つに分けられます。

裁判官や裁判員は、一緒に話し合っ有罪・無罪や刑の内容を決めますが、これを「評議」と言います。従来の裁判官だけによる刑事裁判においても、複数の裁判官が有罪・無罪などを決めるためには評議が行われますが、これは公開されません。（ご意見の中にもありましたが、「合議」と呼ばれることもあります。）裁判員が参加する裁判においても、評議は公開されません。評議の秘密の代表例は、評議で裁判員や裁判官が述べた意見の内容であり、たとえば、「重い刑にするべきだ」「被告人は被害者を殺そうと思っていたに違いない」などといった意見の内容が、これにあたります。

このような評議の秘密を守らなければならないことには、理由があります。評議で十分に話し合うことで正しい判決ができるわけですが、後で自分の意見が公になるということでは、意見を言うことを差し控えてしまうかもしれません。それでは正しい判決をすることができないので、評議の秘密は守らなければならないのです。

次に、「評議の秘密以外の秘密」には、さまざまなものがありますが、たとえば、証拠として調べられた日記帳に、事件と関係のない、個人のプライバシーに関することが書かれていた場合、その個人のプライバシーに関する内容は秘密にあたります。このような秘密を守らなければならないのは、人のプライバシーを守るためであることは、ご理解いただけたと思います。

このように、裁判員が知ったことの全てが秘密にあたるわけではなく、守秘義務に違反しない範囲で、裁判員としての経験を人に伝えることもできます。そして、守秘義務が定められていることには、

十分な理由がありますので、ご理解ください。

(2) 裁判員のプライバシーや身の安全の保護について

裁判員のプライバシーや身の安全の保護に関しては、「仕返しが気になる」「裁判員になった場合、危険にさらされるのではないか」というご意見がありました。

もちろん、裁判員のプライバシーが害されたり、身に危険が及んだりするようなことは、あってはならないことです。そこで、裁判員制度では、そのようなことが決して起こらないよう、さまざまな仕組みがあります。

まず、裁判員の名前や住所などは公にはされません。また、すでに守秘義務の説明でも述べたところですが、評議の際にどの裁判員がどのような意見を述べたかは、明らかにされません。そして、法律で、裁判員やその親族を脅すなどした者は処罰すると定められています。なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。

このように、裁判員のプライバシーや身の安全の保護については、万全を期しておりますので、将来裁判員に選ばれた場合は、安心して参加してください。

2 裁判員制度に関する消極的なご意見について

裁判員制度の意義を理解していない、又は裁判員として裁判に参加したくないというご意見に関しては、適正な議論・判断をする自信がないというご意見と、時間が拘束されるというご意見について、説明いたします。

(1) 適正な議論・判断をする自信がないので参加したくないというご意見について

「教育・訓練されていない裁判員がきちんと自分の意見で判断することは難しい」「真実を見分けるのは難しい」「感情に左右されずに意見を言えるか自信がない」ので、裁判員制度に反対である、又は裁判員として裁判に参加したくないという趣旨のご意見があり

ました。

裁判員の役目というのは、有罪・無罪を決めることや、有罪の場合には刑の内容を決めることです。その前提として、一体どんな事実があったのか、なかったのかということ判断する必要がありますが、その判断というのは、法律家でなければできないことではなく、普通の健全な常識を持った人であれば、できることです。法律の専門家でなければ判断が難しい法律の解釈などは、裁判員が加わらずに、裁判官だけで判断することになっています。また、裁判員制度というのは、裁判官と裁判員と一緒に議論をして有罪・無罪や刑の内容を決める制度です。裁判員だけで有罪・無罪などを決めるわけではありません。裁判員がその役目を果たす上で法律の知識が必要となった場合は、裁判官がきちんと説明してくれます。法律に関する専門的な知識がない裁判員が参加しても、きちんとした判断ができる仕組みになっています。

裁判員の方々には、証拠をよく検討して、証拠に基づいて判断をしていただく必要があります。その過程で、裁判員の方々には、自由に意見を言っていただきたいし、そのことによって公正な判決をすることができるのです。評議では裁判員が発言する機会が十分に設けられるはずですし、そのようにしなければならぬと法律でも定められています。そして、それぞれの人生経験を持つ複数の裁判員の方々が、裁判に関する経験がより豊富な裁判官と一緒に十分な議論をすれば、その結論が、感情に左右されたものになるはずはありませんので、その点に関するご心配をなさる必要はありません。

適正な議論・判断をする自信がないので参加に消極的であるという方々は、裁判員の責任ということを実際に考えていらっしゃるからこそ、そのようなご意見を持たれるのだと思いますが、以上説明したとおり、必要以上に心配なさる必要はありませんので、将来裁判員に選ばれた場合は、積極的にご参加いただきたいと思います。

(2) 時間が拘束されるので参加したくないというご意見について

時間が拘束されるので参加したくないというご意見もありました。

裁判に時間がかかるという印象を持っておられる方は少なくないようです。そのような印象を持たれる理由は、いくつかあると思います。1つには、マスコミで報道されるような大きな刑事事件の裁判の中には、事実関係が非常に複雑なために、裁判に時間がかかりがちなものがあるため、このような裁判が報道で大きく取り上げられることによって、裁判には時間がかかるという印象を持つということがあると思います。しかし、そのような時間がかかる裁判というのは、全体の裁判の中から見ると、実は数は多くないのです。もう1つの理由は、これまでの刑事裁判では、裁判を開く間隔があいていたということもあると思います。実は、2、3回で判決まで出るという裁判もかなりの数あるのですが、そのような裁判でも、2週間ないし1か月という間隔を置いて裁判を開くことが普通に行われていたため、判決が出るまでの期間ということになると、長くなってしまふということがありました。しかし、裁判員が参加する刑事裁判では、なるべく間に日を置かないで連続して裁判を開くことになっていますから、2、3日間で裁判が終わるとということが普通になっていくことが期待されます。

そのために、裁判所、検察庁、弁護士会は、真剣に努力をすると期待してよいはずです。検察庁の場合、最近の報道によると、検事総長自らが、裁判員制度の導入を強く意識して、全国の検察庁の幹部に対して、国民の負担を考えると公判を数日間で終えることが必要であり、検察として相当の覚悟が必要であると述べたということです。裁判員制度をうまく運用していくことは、裁判所、検察庁、弁護士会の三者に共通の最重要課題と言っても過言ではありません。刑事裁判にかかる時間が短くなることについて目に見える具体的な成果を期待していただいてよいはずです。

- (3) なお、意見の中に、「過料を払ってでも裁判員をやりたくない」「自分なら裁判所での面接の際にわざと不適切な受け答えをして義務を免れようとすると思う」という意見があり、いずれも「公務員」からの回答とされていました。公的な制度である裁判員制度に関して、本当に公務員がこのような意見を述べたのだとすると、非常に

残念なことだと思えます。公務員がむしろ率先して、裁判員制度の意義について周囲に理解を求めていくということになるよう、法務省としても、努力していきたいと考えております。

3 裁判員制度の意義と参加意識について

裁判員制度が始まり、裁判に国民が参加するようになると、判決は、国民の意見が反映されたものになり、司法の判断に対する国民の理解が得られることとなります。その結果、司法は、今まで以上に国民から信頼され理解されるようになります。

ご意見の中にも、このような裁判員制度の意義を理解していただいて、「一般人の感覚と（裁判官だけによる）刑事裁判の判決がかい離することがあるが、裁判員制度は、その隔たりを縮めるために作り出された制度であると思う」「判決に一般常識を反映させたい」という内容のものが見受けられますが、このようなご意見を述べている方々は、参加の意識が高いということが言えるようです。

また、裁判員制度が導入され、国民が裁判員として刑事裁判に参加することで、国民が、自分たちの社会で起きている問題を自分たちのこととして考えることになり、世の中を良くしていくことにつながるということも言われていますが、いただいたご意見の中には、「社会人として、運命共同体の仲間のでかした事柄を冷静に判断したい」「人を裁くということがどういうことなのか、生命の価値など、今あらためて見直さなければならない諸々のものに対して、自分の目で見て、肌で感じることは、これからの市民生活、教育ともに重要なことだと思う」「罪に見合う罰を科して、犯罪は割に合わないことを知らしめ犯罪発生を未然に防ぐ方向に持っていきたい」「治安は私たちの一番身近な問題であり、真実を知ることによって今後起こりうる事態を良い方向にするために参加してみたい」という内容のものがああり、このようなご意見を述べている方々も、参加意識が高いと言えます。

今回いただいたご意見を見ますと、裁判員制度の意義をご理解いただいている方々は、裁判員として参加したいという意見を持っている方が多いということが分かります。たしかに、裁判員制度は、国民の

方々に負担をおかけする制度ではありますが，それでも，制度の意義を理解していただくことによって，参加意識を高めていただくことができるのではないかと思います。

法務省では，最高裁判所や日本弁護士連合会，関係省庁などと協力しながら，これまでも，国民の方々に，裁判員制度の意義を理解していただき，参加意識を高めていただくよう，広報啓発活動に努めてまいりましたが，今後も，さらに積極的に，裁判員制度の意義を訴え，幅広い層の国民の方々が裁判員として裁判に参加しようという意識を持っていただけるようにしていきたいと考えております。